

役員報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人高島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬及び賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員については、理事会、評議員会及び本会が指定する会議等へ出席した場合に報酬を支給する。

(常勤役員報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表1に定める額
- (2) 通勤手当については、本会給与規程に準ずる額
- 2 職務のため出張したときは、別に定める役員旅費規程に基づき、旅費を支給する。
- 3 月の途中で就・退任があった場合は、本会給与規程に準じて日割り計算を行う。

(非常勤役員報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員に対する報酬の額は、別表2のとおりとする。ただし、会長及び常務理事が非常勤の場合は、別表3のとおりとする。

- 2 職務のため出張したときは、別に定める役員旅費規程に基づき、旅費を支給する。
- 3 月の途中で就・退任があった場合は、年額報酬のみ月割り計算を行う。

(職員給与との併給)

第6条 本会職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて本規程に基づく役員報酬を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月末日に支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、その前日とする。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月に支給する。
- 2 非常勤役員に対する報酬の支給時期は、次の各号により定める時期とする。ただし、

会長及び常務理事が非常勤の場合は、前項第1号によるものとする。

(1) 年額報酬については、定例理事会時とし分割して支給する。

(2) 年額報酬以外の報酬については、その都度支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、当該金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬等

区分	報酬の額
報酬	月額250,000円以内（業務の内容に応じてその都度会長が決定する）
賞与	業績に応じてその都度会長が決定する

別表2 非常勤役員の報酬

(1) 理事

区分	報酬の額
定額報酬	年額30,000円
理事会への出席	1回5,000円
職務のための出張等	1日10,000円／半日5,000円

(2) 監事

区分	報酬の額
定額報酬	年額30,000円
監事監査、指導監査への出席	1回10,000円
理事会、評議員会への出席	1回5,000円
職務のための出張等	1日10,000円／半日5,000円

別表3 会長及び常務理事が非常勤である場合の報酬

報酬の額
月額150,000円以内（業務の内容に応じてその都度会長が決定する）

評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人高島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 報酬については、別表1に定める額とする。

2 職務のため出張をしたときは、別に定める役職員旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 報酬等の支給時期は、次の各号により定める時期とする。

(1) 年額報酬については、定例評議員会時とし分割して支給する。

(2) 年額報酬以外の報酬等については、その都度支給する。

2 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表 1

区分	報酬の額
定額報酬	年額 10,000 円
評議員会への出席	1 回 5,000 円
職務のための出張等	1 日 10,000 円 / 半日 5,000 円